

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

令和 7 年度自動車（小型貨物、新車）1 台

(2) 賃貸借物品の仕様

別添令和 7 年度自動車（小型貨物、新車）1 台の賃貸借契約仕様書（以下「仕様書」という。）及び仕様書の別紙自動車（小型貨物、新車）車両仕様（以下「車両仕様」という。）のとおり

(3) 賃貸借期間

令和 8 年 1 月 9 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(4) 引渡し期限

令和 8 年 1 月 9 日

(5) 借入場所

仕様書及び車両仕様のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 自動車のリース契約を締結し、令和 5 年 7 月 17 日（月）から令和 7 年 7 月 16 日（水）までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であって、自動車の貸付けを確実に履行できる者であること。

(6) 1 の (1) に示した物品を自社で所有し（令和 7 年 7 月 16 日（水）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年7月16日(水)から同月23日(水)までの間にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/273915.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月16日(水)から同月23日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年7月31日(木) 午前10時30分即時開札。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第14会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和7年7月18日(金)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和7年7月22日(火)にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/273915.htm>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和7年7月23日(水)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

- (2) 2の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)
- (3) 2の(5)を証するもの(契約書の写し等)
- (4) アフターサービスの体制等(様式任意)
 - ア 迅速な保守、点検、修理その他のアフターサービスができることを証する書類(メンテナンスサービス体制図等)
 - イ 入札者と車両の保守業者が異なる場合は、本件入札に係る車両の保守に関して、賃貸借期間を通して保守業者の支援が確約されていることを証するもの
- (5) 本件公告で貸付けようとする物品のメーカー及び車種名、車両型式、排気量等を記載したもの(車両仕様調書(様式第4号))及び装備するドライブレコーダーの仕様を明記したカタログ

8 資格審査について

- (1) 6の(2)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年7月25日(金)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年7月28日(月)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年7月29日(火)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 本件入札は、紙入札により行うので、(2)に示す方法に従って計算した入札金額を入札書(様式第5号)に記載すること。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること(消費税不課税、非課税のものを除く。)。課税事業者にあつては、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (2) 入札金額は、賃貸借期間中の賃貸借料(賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。)の総額とし、入札書の入札金額の内訳に自動車の月額賃貸借料を記載した後、当該自動車月額賃貸借料に賃貸借月数を乗じて得た金額を記載し、その合計額を入札金額として記載すること。
なお、入札書の入札金額の内訳に記載する月額賃貸借料は、消費税及び地方消費税を含めた金額とすること(消費税不課税、非課税のものを除く。)。課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 落札者は、落札の通知を受けた後、直ちに契約金額の内訳を契約金額各月内訳書(様式第8号)に記載し、4の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。
- (6) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参又は郵便等の方法により提出すること。
 - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を持参の方法により提出すること。
- (7) 委任状の様式は、様式第3号のとおりとすること。
- (8) 委任状及び入札書の宛名は「鳥取県知事 平井伸治」とすること。
- (9) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)

- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (12) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (13) 入札後、本件公告、仕様書、契約条項及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札。
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札。
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、入札を行うまでに委任状（様式第 3 号）を 4 の(1)の場所に提出していない入札。

ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札。
- (6) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札。
- (7) 政令、会計規則、本件公告、仕様書、入札説明書又はその他入札条件に違反した入札。
- (8) 次に掲げる入札書による入札は無効とする。
 - ア 記名のない入札書による入札。
 - イ 入札書を鉛筆で記載した入札。
 - ウ 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札。
 - エ 入札書の「入札金額」と「入札金額の内訳の合計金額」が一致していない入札。
 - オ 入札書の「入札金額の内訳の合計金額」が車両仕様番号の「月額賃貸借料×賃貸借月数」を合計した額と一致していない入札。
 - カ 入札書の「入札金額の内訳の車両仕様番号の月額賃貸借料」に「賃貸借月数」を乗じて得た金額が、「月額賃貸借料×賃貸借月数」欄の金額と一致していない入札。

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無 無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- (5) 10 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 6 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。

- (6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書（様式第 7 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。